

事業主の皆さまへ

日本年金機構からのお知らせ

「賞与支払届」の提出はお済みですか？

被保険者に賞与等を支払ったときは、その支払日から5日以内に「賞与支払届」と「賞与支払届総括表」の提出が必要です。提出がお済みでない場合は、至急提出をお願いします。

- 事前に賞与支払予定月をご登録の事業主の皆さまには、その前月に従業員の皆さまの氏名や生年月日等を印刷した「賞与支払届」等を送付しています。
- 既にご登録いただいている賞与支払予定月に賞与等の支払がない場合、「賞与支払届」の提出は不要ですが「賞与支払届総括表」の提出は必要です。ご注意ください。
- 年4回以上支払う賞与等につきましては、厚生年金保険法等において「報酬」に当たり「賞与支払届」の提出対象外です。

被扶養者異動届の添付書類を省略する場合、「続柄確認済み」の✓を忘れずに

- 平成30年10月から「健康保険被扶養者(異動)届」に添付する証明書類の取扱いが変更になりました。
- 変更後は、原則、「身分関係」「生計維持関係」各々の内容が確認できる書類の添付が必要です。ただし、次の二つの要件をいずれも満たすと、身分関係の確認ができる書類の添付を省略できます。

- ・ 事業主が、戸籍謄本等により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認し、届書の備考欄「続柄確認済み□」にチェックマーク(✓)が付されている。
(備考欄に「続柄確認済み□」の記載がない届書の使用時は、同欄に「続柄確認済み」と記載)
- ・ 届書にマイナンバーが記載されている。

「標準報酬月額」を従業員の皆さまへお知らせください

日本年金機構では、各事業所から提出された「資格取得届」や「標準報酬月額変更届」等により、被保険者(従業員)の「標準報酬月額」を決定します。決定した「標準報酬月額」は、標準報酬決定通知書等により事業主様へ通知しています。

「標準報酬月額」は、毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要なものですので、被保険者(従業員)の皆さまに必ず通知してください。

公的年金等の源泉徴収票を発送しています

日本年金機構からお支払いする老齢厚生年金等を受け取られている方へ「平成30年分公的年金等の源泉徴収票」を平成31年1月11日(金)から順次発送しています。

年金を受け取られている従業員の方にお伝えください。

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構
Japan Pension Service

◆予約による年金相談を行っております

年金事務所では現在、「**年金相談の予約制**」を推進しております。この取り組みにより、お客様をお待たせすることなく年金相談を行うことができます。また、年金事務所は年金相談に来られる方の相談内容を事前に把握することにより必要な準備を行い、お客様に対してより丁寧な相談対応が可能となります。年金相談にお越しになられる方は、事前に年金事務所へお電話でご予約いただくことをお勧めいたします。

◆年金相談の時間延長と週末相談のご案内

山口県内の各年金事務所では、年金相談の時間延長と週末相談を行っています。

平日（休日明けを除く） 8：30～17：15

月曜日（休日明けの初日） 8：30～19：00

⇒2月4日、12日、18日、25日

週末相談日（第二土曜日） 9：30～16：00

⇒2月9日

平成31年2月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

※山口県内の各年金事務所・**防府年金相談センター**（山口年金事務所管理）では、**窓口の一部**を**予約制**にしています。

予約の申し込みは「**予約受付専用電話**」へ！！ **0570-05-4890**

予約受付専用電話に繋がらない場合は、各年金事務所（下記及び出張相談所開設のご案内の電話番号）までお問い合わせください。

・山口年金事務所(予約 ☎ 083-922-5660)

・下関年金事務所(予約 ☎ 083-222-5587)

◆出張相談所開設のご案内

日	時	会 場	管轄年金事務所
2月21日(木)	10:00～16:00	菊川総合支所	下関年金事務所
2月28日(木)	10:00～16:00	豊北総合支所	
2月7日(木)	10:00～16:00	【予約制】平生町商工会	徳山年金事務所 (☎0834-31-2152)
2月13日(水)	9:30～15:30	【予約制】光市役所	
2月27日(水)	9:30～15:30	【予約制】下松市役所	
2月13日(水)	9:30～15:30	【予約制】美祢市民会館	宇部年金事務所 (☎0836-33-7111)
2月14日(木)	10:00～16:00	【予約制】柳井市役所	岩国年金事務所 (☎0827-24-2222)
2月19日(火)	10:00～16:00	【予約制】周防大島町久賀総合センター	
2月28日(木)	10:00～16:00	【予約制】柳井市役所	萩年金事務所 (☎0838-24-2158)
2月14日(木)	10:00～15:00	【予約制】長門市役所	
2月20日(水)	10:00～12:00	【予約制】萩市役所須佐総合事務所	
2月28日(木)	10:00～15:00	【予約制】長門市役所	

徳山年金事務所、宇部年金事務所、岩国年金事務所、萩年金事務所管内での出張年金相談は、**【予約制】**となっています。事前に管轄年金事務所へ電話で予約をお願いします。

※相談にお越しの際には、**年金証書**、**振込通知書**、**年金手帳**や**健康保険被保険者証**などの、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。本人以外の方が相談される場合には、本人からの**委任状**とお見えになる方の本人確認ができる**証明書**（**運転免許証**等）が必要です。